

令和3年3月9日

保護者 様

埼玉県立児玉白楊高等学校長 黒田 勇輝

## 緊急事態宣言期間の再延長に伴う学校の対応について（通知）

早春の候、皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、令和3年3月5日に、国において緊急事態宣言期間の再延長が決定されたことに伴い、本県では、新型コロナウイルス対策本部会議が開かれ、「緊急事態宣言の期間延長に伴う教育関係の対応」が決定しました。本校では、県教育委員会の指導を仰ぎながら、感染防止対策を徹底し、下記のとおり教育活動を継続してまいりますので、御理解、御協力くださいますようお願いいたします。

### 記

#### 1 学校運営の基本方針について

感染防止対策を徹底しながら、引き続き教育活動を継続する。

※本校の始業時刻は引き続き8時40分です

#### 2 期間について

緊急事態宣言が解除されるまで

#### 3 部活動について

衛生管理や感染対策の徹底等の条件を付して「試行的」に活動を再開する。詳細は下記のとおりです。

	平日	週休日	校外活動	泊を伴う活動
3月8日（月）～ 緊急事態宣言中	週3日以内 90分以内	原則行わない	原則行わない	原則行わない

#### 4 御家庭へのお願い

- (1) 規則正しい生活習慣の徹底（健康観察を含む）
- (2) 手洗いの徹底と適切な換気・保湿
- (3) マスクの着用
- (4) 不要不急の外出を避け、速やかな帰宅
- (5) 生徒のみの会食等の自粛
- (6) 濃厚接触者や感染者（陽性）となった場合は、速やかに学校へ御連絡ください。

担 当 教頭  
TEL 0495-72-1566